

被災された方のための 生活支援情報

第 55 号
平成 27 年 3 月 25 日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

建築確認申請手数料等の免除期間を 延長します

東日本大震災により被災された方を対象とした、建築物などの建築確認申請手数料、許可申請手数料等の免除期間を、平成28年3月31日まで延長します。

問い合わせ 下表の担当課（4月から窓口が変わります）または建築指導課 ☎214・8347

3月31日 まで	建築確認申請手数料、建築許可申請手数料等に関する事	区役所街並み形成課 (☎は下欄)
4月1日 から	建築確認・中間検査・完了検査申請手数料に関する事	建築審査課 ☎214・8299
	建築許可申請手数料等に関する事	区役所街並み形成課 (☎は下欄)

引っ越しシーズンの区役所窓口の開設 時間を午後7時まで延長します

3月下旬から4月上旬にかけては、引っ越しに伴う届け出などの手続きのために、区役所の窓口は大変込み合います。市では、区役所の窓口の混雑を緩和し、できるだけ待ち時間を短縮するよう、住所変更等に関する窓口の開設時間を延長します。

- ◆期間＝3月23日(月)～4月6日(月)(土・日曜日を除く)
- ◆時間＝午前8時半～午後7時（手続きには時間がかかる場合もありますので、お早めにご来庁ください）
- ◆対象窓口＝区役所戸籍住民課、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター（アエル5階）
- ★総合支所は通常通り午後5時までです
- ★例年、窓口が特に混雑するのは月曜日、祝日の翌日、時間帯では午前10時から午後3時ごろまでです
- ◆対象業務
 - 住民異動届の受け付けと、それに伴う国民健康保険・国民年金・介護保険についての事務（仙台駅前サービ

センターでは、新住所または旧住所が青葉区の方が対象です） ●住民異動届の受け付けに伴う児童手当・医療費助成に関する事務（仙台駅前サービスセンターではお取り扱いできません） ●転入学児童・生徒の学校の指定 ●住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍に関する証明書の交付、印鑑登録の受け付けなど
★窓口において本人確認を実施しています。各種手続きの際には、運転免許証等ご本人を確認できるものの提示をお願いします

問い合わせ 区役所戸籍住民課（☎は下欄）

応急仮設住宅の退去手続きをお忘れなく

応急仮設住宅を退去される場合は、退去に関する届け出が必要となります。退去が決まり次第、速やかに手続きをお願いします。

【借上げ民間賃貸住宅】

「解約申出書」の提出が必要です。解約（退去）日は貸主や仲介業者等と調整してください。詳しくは仮設住宅室（☎214・5080）へお問い合わせください。

【プレハブ仮設住宅・借上げ公営住宅等】

「応急仮設住宅返還届」の提出と鍵の返却が必要です。退去日が決まり次第、仙台市建設公社（☎265・0310）へご連絡ください。

問い合わせ 仮設住宅室 ☎214・5080

郵便物の転送手続きをお願いします

応急仮設住宅からの退去など、引っ越しの際には、郵便局で郵便物の転送手続きをお願いします。

転送期間は1年となっており、再度手続きを行うとさらに1年間延長できます。

問い合わせ 生活再建推進室 ☎214・8559

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)	太白区役所 ☎247・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)	泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)	宮城総合支所 ☎392・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)	秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

シングルマザーのためのすぐに役立つ！再就職セミナー

応募書類の書き方と面接マナーを学んで再就職につなげましょう。

日時	内容等	対象
4/23 (木)	9:30～11:30 履歴書で差をつける 教えて！面接マナーのこと	市内にお住まいの 母子家庭の母等 各日10人（先着）
5/13 (木)		

◆会場＝エル・ソーラ仙台

◆託児あり（6カ月～未就学児。無料。要申し込み）

申し込み・問い合わせ 4月8日9:00から電話で母子家庭相談支援センター ☎212・4322

生活困りごとと、こころの健康相談

さまざまな生活の困りごとに司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます（予約制）。

◆日時＝4月14日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（青葉区春日町8-1）

申し込み 電話で宮城県司法書士会館 ☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 精神保健福祉総合センター ☎265・2191

固定資産税・都市計画税のお知らせ

■東日本大震災による固定資産税・都市計画税の軽減措置について

東日本大震災で被災した固定資産の所有者等が、これに代わる新たな固定資産を取得した等の場合には、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられることがあります。詳しい内容や申告手続きについては、お問い合わせください。

対象資産	内容	適用期限
滅失または損壊した住宅に係る住宅用地の代替土地（被災代替住宅用地）	平成33年3月31日までに新たに取得した被災代替住宅用地について、一定の部分を更地の場合でも住宅用地と見なし、課税標準の特例を適用します	取得した翌年から3年間
滅失または損壊した家屋の代替家屋（被災代替家屋）	平成33年3月31日までに新たに取得または改築した被災代替家屋について、一定の床面積の税額を軽減します	取得または改築の翌年から6年間
滅失または損壊した償却資産の代替償却資産（被災代替償却資産）	平成28年3月31日までに取得または改良した被災代替償却資産について、課税標準の特例を適用します	取得または改良の翌年から4年間

◆代替資産の取得などをした翌年の1月31日までに申告が必要です

■固定資産税課税明細書をご確認ください

平成27年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月6日(月)頃に発送します。

東日本大震災以降、家屋が滅失するなど資産内容の変更が多くなっており、家屋の滅失届を提出いただけなかった場合などには、現況と一致しないことも考えられます。納税通知書の3枚目以降（資産の件数が多い場合は、別紙でお送りしています）に添付している課税明細書をご確認いただき、記載の内容が平成27年1月1日現在における各資産の状況と異なる場合は、ご連絡ください。

問い合わせ 資産が所在する地域の下表の担当課まで

	物件所在地	担当課	電話番号
土地・家屋	青葉区	北固定資産税課	[土地] ☎214・8596
			[家屋] ☎214・8604
	泉区	南固定資産税課	[土地] ☎214・8597
			[家屋] ☎214・8605
宮城野区・若林区	南固定資産税課	[土地] ☎214・8689	
		[家屋] ☎214・8694	
太白区		[土地] ☎214・8690	
		[家屋] ☎214・8695	
償却資産	全区	資産課税課	☎214・8619

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室 ☎214・8559までご連絡ください。